

浄化槽設置補助金

問 環境課ごみ減量係 ☎95-9899



市では、生活排水による河川の水質汚濁の進行を防止し、生活環境の保全をするため、くみ取り便槽又は単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換に対して補助金を交付しています。また、高度処理型浄化槽の新規設置に対しても補助金を交付しています。
※申請は必ず設置工事前に済ませてください。

対 主に居住用の建物又は延床面積の2分の1以上が居住用の建物に10人槽以下の転換を行う人、高度処理型の設置を行う人

※工事完了時、碧南公共下水道事業認可区域や衣浦東部流域下水道事業認可区域の場合、対象となりません。認可区域は年度途中で変更される場合があります。

補助額 各人槽ごとの浄化槽の設置費用の4割相当分（1,000円未満の端数は切り捨て）

※補助は予算の範囲内で先着順です。

対象	人槽区分	補助上限額(円)
浄化槽への転換	5	332,000
	6～7	414,000
	8～10	548,000
浄化槽への転換の際、単独処理浄化槽又はくみとり便槽を撤去する場合	5	422,000
	6～7	504,000
	8～10	638,000
高度処理型浄化槽の設置又は高度処理型浄化槽への転換	5	384,000
	6～7	462,000
	8～10	585,000
高度処理型浄化槽への転換の際単独処理浄化槽又はくみとり便槽を撤去する場合	5	474,000
	6～7	552,000
	8～10	675,000

- ・高度処理型浄化槽とは、合併処理浄化槽の中で放流水の総窒素濃度が15mg/L以下又は総りん濃度1mg/L以下の機能を有するものです。
- ・転換とは、使用中の単独処理浄化槽又はくみとり便槽を廃止し、合併処理浄化槽を設置する場合があります。
- ・補助金申請の受付は、令和3年度循環型社会形成推進交付金の内示後になります。
- ・循環型社会形成推進交付金の内容により変更される場合があります。



生ごみを減らしてごみ減量とCO₂削減へ コンポスト容器・生ごみ処理機 購入補助

問 環境課ごみ減量係 ☎95-9899

生ごみの減量化及び資源化を推進するため、コンポスト容器、生ごみ処理機の購入に対して補助金を交付します。各家庭での生ごみ処理・リサイクルの協力をお願いします。

対象

内容	コンポスト容器	生ごみ処理機
対象機器	・ふた付きで底がなく容量が100L以上のもの ・底があり、土や微生物と混ぜて使用し、容量が50L以上のもの	加熱やバクテリアなどの分解の方法により生ごみを減量、消滅又はたい肥化させる機械
対象者	市内在住で、承認を受けたコンポスト容器を取り扱う市内の販売店から購入した人	市内在住で、承認を受けた生ごみ処理機を取り扱う市内の販売店から購入した人
対象個数	1世帯2台まで (破損・故障による買い替え可)	1世帯1台まで (破損・故障による買い替え可)
補助率	3分の2（上限7,000円）	3分の2（上限50,000円） ※1,000円未満の端数は切り捨てです。

※補助は年度予算額以内で先着順です。

補助を受けるには

補助を利用して購入することを販売店へ申し出ると、承認を受けたコンポストが補助金分を差し引いた額で購入できます。